

# 大阪府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（変更案）の概要

## 1. 計画変更の背景

大阪府では、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）に基づき、国が策定したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の内容に即して、「大阪府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定し、府内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進しています。

高濃度PCB廃棄物の処理を処理期限内に一日でも早く安全かつ確実に完了するため、国は平成28年5月にPCB特別措置法を改正し、高濃度PCB廃棄物の処分期間を設定するなどの規定を盛り込み、同年7月にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を変更しました。

これを受けて、府では、国の変更計画に即して「大阪府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（変更案）」を作成いたしました。

※府の計画はPCB特別措置法の規定により大阪市を除く区域が対象であり、大阪府域については大阪市により計画が策定されています。また、変更にあたっては、府と大阪市の計画が整合したものとなるよう、共同で変更案を作成しています。

## 2. 主な変更内容

### ① PCB特別措置法の改正に伴う変更

#### ア. PCB使用製品を追加

PCB使用製品がPCB特別措置法の対象となったため、計画に追加。

#### イ. 処分期間及び特例処分期限日の設定

PCB廃棄物及び使用製品（以下、「PCB廃棄物等」という。）について、PCB特別措置法で定められた処分期間（高濃度：平成33年3月末まで、低濃度：平成39年3月末まで）内又は特例処分期限日（高濃度：平成34年3月末）までに、確実かつ適正に処分又は廃棄することを追記。

### ② 保管量等のデータ更新等

#### ア. 府内のPCB保管量・所有量・処分見込量を更新

前回の計画（平成27年12月変更）以降の処理や新たな届出によるPCB廃棄物等の保管量・所有量の変化分を反映させるため、PCB特別措置法の届出情報（平成28年3月末現在）に基づきデータを更新。

⇒保管量及び所有量から算出する処分見込量は、掘り起こしによる一部増加はあるものの、処理が進んでいることから全体的に減少傾向。

#### イ. 電気事業法に基づくPCB使用電気工作物の所有量を追記

電気事業法に基づき届出されたPCB使用電気工作物の所有量のデータを追記。

### ③ 府内のPCB廃棄物等の掘り起こしの取組みを追記

国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画でPCB廃棄物等の保有状況を把握する掘り起こしの取組みが拡充されたため、府市の具体的な取組み内容を追記。

⇒・「PCB廃棄物等の掘り起こしマニュアル」による掘り起こし調査

- ・事業者団体等を通じたチラシ及びポスターの配付
- ・PCB廃棄物等の保有の状況を把握するための立入検査など